

法人コード	A012863
法人名	公益社団法人日本プロゴルフ協会

平成26年5月30日

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

公益社団法人日本プロゴルフ協会
会長 倉本 昌弘

勧告に係る措置状況報告書

平成26年4月1日（府益担第1444号）をもって勧告を受けた事項について、別紙のとおり措置を講じましたので、報告します。

担当者	
氏名	根本 修一
電話番号	03-5472-5585
電子メールアドレス	nemoto@pga.or.jp

(別紙)

法人コード	A012863
法人名	公益社団法人日本プロゴルフ協会

勧告に係る措置状況

1. これまでに講じた措置

勧告書を受けて、本年4月16日本法人の臨時理事会を開催し、第三者委員会を設置するとともに、これと並行して、暴力団排除のために必要と考える措置を講じていくことを決定した。また、5月19日の理事会において、必要な措置に関する具体的な施策を審議・決定した。

また、5月26日、第三者委員会より、調査報告書を受けとった。これについては、今後その内容を精査したうえで必要な対応を行うこととしており、本法人のとりあえずの対応については後述する。

(1) 体制の整備

本年3月24日の理事会において、新たにコンプライアンス委員会（委員長竹花外部理事、委員深澤監事（弁護士）、大庭監事（公認会計士）、坂井副会長、阿部理事）を設置するとともに、同会において具体的な措置について急ぎ検討してきた。また、5月19日の理事会において、同委員会の任務、構成等について規程を策定（別添1）し、コンプライアンスにかかる体制の当法人における位置づけを明確にした。

更に、新たに参与として4月16日に採用した暴力団排除の専門家（警察OB）2名を、同理事会においてコンプライアンス委員に加えることとした。

(2) 暴力団排除に関する相談・通報窓口「PGA119番」を設置

暴力団等の反社会的勢力との関係で悩みを抱えている場合や刑事事件等に巻き込まれた場合など会員が対応に苦慮する事態等に対処するため、プライバシーを保護できる有効な相談窓口を設置した。前記理事会において、この窓口に関する規程（別添2）を定めるとともに、会員向けのメッセージを策定した（別添3）。この窓口は5月19日から運用を開始している。

(3) 暴力団と交際を持たないためのマニュアルの作成

暴力団排除マニュアルは5月19日の理事会において決定した（別添4）。

(4) 暴力団排除に関する意識向上

本法人作成にかかる「現職役員による不祥事に関する報告書」及びその要約版を4月中旬に全会員に送付するとともに、勧告書やこれに対する本法人の対応についての理事会決定等を本法人のホームページに掲載した。また、2度にわたる理事会において、主にコンプライアンス問題を中心に議論を行う中で、理事等幹部役職員の意識の向上を図った。

更に、会長ら幹部が、会員に対する研修等の機会をとらえて、この4月以降、兵庫、福岡、山梨等で既に400名を超える会員に対して直接意識改革を呼びかけた。

2. 現在取り組んでいる措置

(1) 本法人事業契約全般からの暴力団排除への取組

① 契約書への「表明確約」と「暴排条項」の記載の徹底。

② 新規取引先の背景等の確認。

- ・ 警察や暴追センター、民間調査機関の活用による調査の実施。

(2) 本法人及び会員の暴排意識と対応力の向上

- ① 全会員に対して本法人の「暴力団排除宣言」における宣言項目を徹底する。
- ② 新規入会者については、入会時に「表明確約」と「誓約書」を提出させるとともに、入会セミナーにおいて暴力団排除に関する講習を実施する。
- ③ 既存会員については2016年から導入予定の会員資格更新制度と連動し、資格更新時に「表明確約」と「誓約書」を提出させる。
- ④ 代議員全員から確約書、誓約書を徴収する。
- ⑤ 本法人が実施する研修会、競技会、または地区プロ会が実施する競技会等に会長もしくは本法人の幹部、コンプライアンス担当の理事等が出向き、できる限り多くの会員と直接会って、昨年の不祥事ならびに公益認定等委員会からの勧告の内容の説明を行うとともに、暴力団排除の徹底、PGA119番の活用等を訴えていく。
- ⑥ コンプライアンス委員会の委員が各地区を訪問し、代議員との意見交換の場を持つ。まず6月5日に九州地区と、6月6日に東近畿地区の代議員との面談を行う。残りの12地区については、できる限り年内に意見交換の場を設ける。
- ⑦ 7月14日に開催する臨時社員総会において、公益認定等委員会からの勧告の内容ならびに対応について説明するとともに、暴力団排除に関する講演を実施する。
- ⑧ 本法人14地区にそれぞれ本法人のコンプライアンス委員会との連絡窓口を設け、暴力団排除のネットワークを構築する。
- ⑨ 「暴力団がプロに近づく理由」について検証し、その内容を会員に提示して注意を呼びかける。

(3) 全国暴力追放運動推進センターとの連携強化

全国暴力追放運動推進センターに協会員として本法人が入会し、同センターとの緊密な連携を図る。

- ① 全国14地区及び事務局において不当要求防止責任者を選任し、「不当要求防止責任者講習会」の受講を義務付ける。これを地区における暴排窓口とし、地区会員の暴力団排除に向けた取り組みを行わせる。
- ② 都道府県警察と県暴追センターの協力を仰いで、「不当要求防止責任者講習会」と同等の内容のセミナーを本法人独自で実施する。
 - ・ 理事及び代議員及び事務局の管理職にはセミナーの受講を義務付ける。
 - ・ セミナーはシーズンオフとなる12月～2月の間を利用して全国で10会場程度の実施を予定。
 - ・ 受講した会員には本法人として「修了証」を発行する。

3. 各種規程の整備

定款、会員倫理規程、入会・退会規程、懲罰手続規則、選挙規程などの見直し、ならびにコンプライアンス規程などの新設について、前記の5月19日の理事会において審議した。既述のとおり、

- ① コンプライアンス委員会規程
- ② コンプライアンス相談・通報窓口に関する規程

を新設を決定したほか、

- ③ 役員等の選挙規程

の改正を決議した。その内容は、会員倫理規程に違反して会員としての権利を停止された者は理事の被選挙権を持たないことを新たに規定するとともに、代議員に立候補する者は会員倫理規程に違反する事実が無いことを誓約しなければならないことを新たに規定しようというものである。

なお、選挙規程の改正については、社員総会決議が必要なことから、7月14日に開催予定の臨時社員総会での決議を得ることとしている。

このほか、5月19日の理事会において、定款に定められた懲戒処分の種類（戒告、会員資格の一時停止、除名）と会員倫理規定に定められた懲戒処分の種類（戒告、制裁金、出場停止、会員資格の一時停止、退会、除名）の整合性について議論し、倫理規程に定められた退会処分、制裁金及び出場停止については特段の必要がないこと、また、内容が曖昧であること等からこれらを削除するとともに、除名、会員資格の一時停止の処分内容の明確化を図る必要があることで議論が集約されたが、現在の会員倫理規定により退会処分を受けた者に対する対応について経過措置が必要かなどについてさらに検討を続け、7月の理事会において成案を得ることとした。

また、正会員の入会及び退会規程については、本規程に定められている「退会者の再入会」について、自主的に退会した者に関する規定であることを明確にするとともに、会員資格の一時停止の懲戒処分を受けた者が停止期間を満了したときに、権利停止期間の前後を問わず当該懲戒事由以外に本法人の会員倫理規程に違反する事実がないことを誓約する文書を会長宛に提出しなければならない旨の条項を追加することについても検討を続け、7月の理事会で成案を得ることとした。

更に、懲罰手続規則について、懲罰諮問委員会の構成を抜本的に変更し、委員長に顧問弁護士、副委員長にコンプライアンス委員会委員長、委員として監事1名、資格認証担当副会長及び総務財務担当副会長をあて、その合計5名で構成することなどについて議論が集約されたが、更に検討を続け、7月の理事会で成案を得ることとした。

4. 内外に対する説明責任について

既述のとおり、コンプライアンス関係で本法人が講じた措置については、迅速に本法人のホームページに掲載している。ホームページ上に「PGAコンプライアンス情報」のページを設けたが、これにより、会員はもちろんそれ以外の方々の目に触れやすくした。

また、PGA119番、暴力団排除マニュアル、コンプライアンス関係の規程の改正等の情報、第三者委員会の調査報告書等を6月中旬に全会員に郵送する予定である。更に、理事会開会后等の機会を捉えて、会長等がマスコミの取材にこれまで以上に積極的に対応していくこととしている。

5. 第三者委員会の調査報告書について

本法人が4月16日に依頼した第三者委員会は、内閣府の4月1日付け勧告書で指摘された各事項に関する調査及び再発防止策の提言について、連休を返上して活動され、5月26日付けで調査報告書（別添5）が本法人に提出された。その調査は、これまで本法人で行ってきた当該不祥事案に関する調査にかかる報告書、理事会議事録その他関連文書の大半をベースに、必要に応じてその真偽を確認しながら、不祥事を引き起こした2名の当事者からの聞き取り、すべての理事、幹事からの聞き取り等を行うことで進められてきた。本法人は第三者委員会の調査に全面的に協力してきたが、この調査の過程で大半の理事、監事が第三者委員会の聞き取りの対象となったことにより、暴力団問題に対する当法人の認識が確固としたものになったと考えている。

本調査報告書においては、一連の不祥事の原因について、暴力団員との交際を継続した者が少なからず会員の中にいたことを歴史的事実として記述するとともに、社会が暴力団排除の動きを強めていることに十分な認識を持たないまま本法人の運営がなされてきたこと、暴力団問題に対する理事会の対応能力、意欲が不十分であったこと、会員との意思疎通の不十分さ等が指摘されている。これらの点については、本法人としては改めて認識を深めることが必要であると考えている。

また、再発防止策に関して、4月16日及び5月19日の理事会で決定した暴力団排除のために本法人が実施しようとしている諸施策に関しては、本法人がとるべき対応として欠くべからざるものとして徹底して推進することが必要であると指摘されている。もとよりその方針であるが、本調査委員会報告書の指摘を吟味し、さらに施策の充実を図るつもりである。加えて、調査報告書が指摘した公表のあり方などに関する意見にも十分配慮しながら、内外への説明責任を果たしていきたいと考えている。

更に、調査委員会が提言している下記の諸対策等については、本法人において今後検討を重ね、実施の方向で準備を進めたい。

① 役員競技同伴者申告義務

全ての役員（理事、監事）に対して、競技を除く全てのゴルフプレー（ラウンドレッスンを含む）において、プレー日、コース名、同伴競技者の氏名をコンプライアンス担当事務局に報告することを義務付け、記録を残すこととする。

② 資格認定要件の見直し

資格認定事業に関して暴力団排除条項を導入し、暴力団員等との交際が発覚した場合には除名ないし退会処分とするべきである。

③ 事業に関連してのゴルフ場の使用の注意喚起

トーナメント等の事業としてゴルフ場を本法人が使用する場合、暴力団排除を進めるゴルフ場を選定すること。そのために、ゴルフ場事業者団体その他のゴルフ関連団体との連携を進めるべきである。

④ アマチュアからの金銭の授受

アマチュアとラウンドしあるいはレッスンした際に受け取る『レッスン料』や『謝礼』の性質や金額を事前に明確にするよう合意を得るべきである。

⑤ 不祥事案に関する理事らの責任

理事に選任された以上、非常勤で無報酬とはいえ法人のガバナンスを担う者として、他の理事の監督体制を構築すべき義務がないということとはできない。会長副会長以外の当時の理事についても戒告程度の処分を検討する余地はある。

以上